

帯広市国民保護計画の変更の概要

1 変更の趣旨

国において定める「国民の保護に関する基本指針」の一部変更等を踏まえ、道が制定する「北海道国民保護計画」が変更されたことに伴い、根拠法令に基づき他の計画との整合性を図るため「帯広市国民保護計画」の変更を行ったもの。

2 変更の内容

改定 掲載頁	変 更 の 内 容	変更の 理由
23 頁	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第5 研修及び訓練 市として実施すべき訓練について、想定される事案等の具体的項目を記載	北海道国民保護計画の記載に合わせた変更
26 頁	第2編 平素からの備えや予防 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 道が避難所を指定する際に情報提供すべき具体的な項目について記載	
50～ 51 頁	第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 特に弾道ミサイル攻撃について、着弾地点を特定することは極めて困難であり、着弾の可能性を幅広くとらえて対応を考える必要がある旨を記載	
71 頁	第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 武力攻撃事態における廃棄物の処理について、環境省で定める指針が改訂されたことから、時点の更新と担当部局の名称を変更	

改正日 平成31年4月1日